

平成 21 年 9 月 7 日

保護者の皆様へ

貝塚市立第一中学校  
校長 南方 壽巳

### 新型インフルエンザへの対応について（お知らせ）

二学期を迎え府内各地では早くもインフルエンザによる学級休業が生じています。貝塚市におきましては、大阪府教育委員会が 8 月 31 日に策定した「新型インフルエンザ対応マニュアル」の指針に従って各学校が取り組むこととしています。その指針により、下記のように対応していきますので感染拡大防止のため保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1、本人が、インフルエンザと診断された場合

- ① 担任まで連絡をお願いします。
- ② インフルエンザが治癒するまで出席停止です。

発症した日の翌日から 7 日を経過するまで又は、解熱した日の翌々日までを基本として自宅療養とする。

#### 2、同居家族が、インフルエンザと診断された場合

- ① 担任まで連絡をお願いします。
- ② 家族が発症した日の翌日から 7 日間の登校自粛のご協力をお願いします。その場合は出席停止の扱いとなり欠席にはなりません。

※ 期間中に、定期考査等がある場合は、別途担任から連絡をさせていただき別室受験などの対応をいたします。

#### 3、本人に、基礎疾患がある場合

- ① 事前に担任へ相談しておいてください。
- ② 学校や居住地域でインフルエンザが流行してきた場合、本人や家族が発症していなくても、感染のおそれがある場合は、出席停止も可能です。配慮が必要な場合はご相談ください。

※ 基礎疾患とは、慢性肺疾患（喘息等）、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病など

#### 4、臨時休業の対応について

- ① 学級において（新型・季節性に関わらず）インフルエンザに感染している生徒が 5 人程度（約 10～15%）になった時を一応の基準とし、4 日間程度の学級休業を実施します。
- ② 学年において、学級をこえて広範な感染が認められる場合に学年休業を実施します。
- ③ 学校において、学年をこえて広範な感染が認められる場合に臨時休業を実施します。